

国土建設省設置法案

(この法律の目的)

第一条 この法律は、国土建設省の所掌事務の範囲及び権限を明確に定めるとともに、その所掌する行政事務及び事業を能率的に遂行するに足る組織を定めることを目的とする。

(設置)

第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第三条第二項の規定に基づいて、国土建設省を設置する。

2 国土建設省の長は、国土建設大臣とする。

(所掌事務及び権限)

第三条 国土建設省の所掌事務の範囲は、次のとおりとし、その権限の行使は、その範囲内で法律（法律に基づく命令を含む。）に従ってなされなければならない。

- 一 国土計画及び地方計画に関する調査及び立案に関する事務を行うこと。
- 二 所管行政に係る建設事業に関する総合計画及び長期計画に関する調査及び立案に関する事務を行うこと。

と。

三 高度技術工業集積地域開発促進法（昭和五十八年法律第三十五号）の施行に関する事務を管理すること。

四 総合保養地域整備法（昭和六十二年法律第七十一号）の施行に関する事務を管理すること。

五 地域産業の高度化に寄与する特定事業の集積の促進に関する法律（昭和六十三年法律第三十二号）の施行に関する事務を管理すること。

六 多極分散型国土形成促進法（昭和六十三年法律第八十三号）の施行に関する事務を管理すること。

七 大阪湾臨海地域開発整備法（平成四年法律第百十号）の施行に関する事務を管理すること。

八 産業開発青年隊に関すること。

九 土地の測量、地図の調整その他これに附帯する事業を実施すること。

十 測量業の発達及び改善を助長し、並びに測量業者の監督に関する事務を管理すること。

十一 河川、道路その他所管に係る公共物とするための財産の取得並びに取得した財産の維持及び保存を行うこと。

- 十二 都市計画及び都市計画事業に関する事務を管理し、並びに都市計画事業を実施すること。
- 十三 都市計画上、公園に関し調査を行い、その整備改善を図ること。
- 十四 公共空地及び保勝地に関し調査を行い、その整備、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行い、並びに皇居外苑、新宿御苑及び京都御苑の整備に必要な建設業務を行うこと。
- 十五 土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）、
駐車場法（昭和三十二年法律第百六号）、都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）、都市開発資金の貸付けに関する法律（昭和四十一年法律第二十号）、流通業務市街地の整備に関する法律（昭和四十一年法律第百十号）、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）、都市緑地保全法（昭和四十八年法律第七十二号）、生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）、特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法（昭和五十三年法律第二十六号）、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法（昭和六十一年法律第七十七号）、民間都市開発の推進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第六十二号）、集落地域整備法（昭和六十二年

年法律第六十三号)、市民農園整備促進法(平成二年法律第四十四号)、特定商業集積の整備の促進に関する特別措置法(平成三年法律第八十二号)、地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律(平成四年法律第七十六号)、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平成五年法律第七十二号)及び被災市街地復興特別措置法(平成七年法律第十四号)の施行に関する事務を管理すること。

十六 首都高速道路公団及び阪神高速道路公団の業務の監督その他首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第三百三十三号)及び阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の施行に関する事務を管理すること。

十七 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律(昭和三十二年法律第九十八号)又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第四百四十五号)の施行に関する事務を管理すること。

十八 地域振興整備公団の業務の監督その他地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第九十五号)の施行に関する事務を管理すること。

十九 屋外広告物に関する事務を管理すること。

二十 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）による特別保存地区内における歴史的風土の維持保存に関する事務を管理すること。

二十一 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）による第一種歴史的風土保存地区及び第二種歴史的風土保存地区内における歴史的風土の維持保存に関する事務を管理すること。

二十二 首都圏近郊緑地保全法（昭和四十一年法律第一百一号）の施行に関する事務を管理すること。

二十三 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和四十二年法律第三百三号）の施行に関する事務を管理すること。

二十四 環境事業団の業務の監督その他環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）の施行に関する事務を管理すること。

二十五 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）による都市計画区域内の土地等の先買い及び土地開発公社に関する事務を管理すること。

二十六 下水道に関する事。

二十七 日本下水道事業団の業務の監督その他日本下水道事業団法（昭和四十七年法律第四十一号）の施行に関する事務を管理すること。

二十八 河川、水流及び水面（港湾内の水面を除く。）の利用、改良、維持、修繕その他の管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

二十九 ダム使用権の登録に関する事務その他特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）の施行に関する事務を管理すること。

三十 水資源開発公団の業務の監督その他水資源開発公団法（昭和三十六年法律第二百十八号）の施行に関する事務を管理すること。

三十一 砂防に関する事業を実施し、助成し、及び監督し、その他砂防法（明治三十年法律第二十九号）の施行に関する事務を管理すること。

三十二 地すべり防止に関する事業を実施し、並びに地すべり及びぼた山の崩壊の防止に関する事業を助成し、及び監督し、その他地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）の施行に関する事務を管理

するごと。

三十三 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）の施行に関する事務を管理すること。

三十四 公有水面（港湾内の公有水面を除く。）の埋立てに関する事務を管理すること。

三十五 運河（港湾内の運河を除く。）に関する事務を管理すること。

三十六 海岸保全施設に関する事業を実施し、助成し、及び監督し、その他海岸法（昭和三十一年法律第一百一号）の施行に関する事務を管理すること。

三十七 洪水予報及び水防警報に関する事務を管理し、水防の発達及び改善を助長し、並びに水害予防組合の助成及び監督を行うこと。

三十八 道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。

三十九 道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）、地方道路公団法（昭和四十五年法律第八十二号）、石油パイプライン事業法（昭和四十七年法律第百五号）、幹線道路の沿道の整備に関する法律

（昭和五十五年法律第三十四号）、本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別

措置法（昭和五十六年法律第七十二号）及び東京湾横断道路の建設に関する特別措置法（昭和六十一年法律第四十五号）の施行に関する事務を管理すること。

四十 日本道路公団及び本州四国連絡橋公団の業務の監督その他日本道路公団法（昭和三十一年法律第六号）及び本州四国連絡橋公団法（昭和四十五年法律第八十一号）の施行に関する事務を管理すること。

四十一 河川、道路、砂防設備及び海岸の災害復旧並びにその助成及び監督を行うこと。

四十二 軌道及び自動車道事業の監督に関する事務を管理すること。

四十三 土地の使用及び収用に関する事務を管理すること。

四十四 公共用地取得制度に関する調査を行うこと。

四十五 宅地の供給に関する調査及び企画を行うこと。

四十六 宅地建物取引業者の監督その他宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の施行に関する事務を管理すること。

四十七 積立式宅地建物販売業者の監督その他積立式宅地建物販売業法（昭和四十六年法律第一百一号）の施行に関する事務を管理すること。

四十八 不動産特定共同事業者の監督その他不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）の施行に
関する事務を管理すること。

四十九 宅地造成に関する調査及び指導を行うこと。

五十 宅地造成等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）、新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第
百三十四号）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）、農住組合法（昭和五十五年法律第
八十六号）、大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法（昭和六十三年法律第四十七
号）及び大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法（平成元年法律第
六十一号）の施行に関する事務を管理すること。

五十一 戦災地その他の災害地における土地物件の権利に関する事務を管理すること。

五十二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和五
十四年法律第四十九号）、エネルギー等の使用の合理化及び再生資源の利用に関する事業活動の促進に
関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）及び高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物
の建築の促進に関する法律（平成六年法律第四十四号）の施行に関する事務を管理すること。

- 五十三 浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）の施行に関する事務を管理すること。
- 五十四 公営住宅法（昭和二十六年法律第九十三号）、北海道防寒住宅建設等促進法（昭和二十八年法律第六十四号）、住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律第二百二十四号）、住宅建設計画法（昭和四十一年法律第一百号）、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成五年法律第五十二号）の施行に関する事務を管理すること。
- 五十五 建築の発達及び改善の助長並びに建築に関する監督を行うこと。
- 五十六 住宅等の建設、供給、改善、維持及び管理並びにこれらの助成及び監督を行うこと。
- 五十七 住宅金融公庫の業務の監督その他住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第一百五十六号）、産業労働者住宅資金融通法（昭和二十八年法律第六十三号）及び住宅融資保険法（昭和三十年法律第六十三号）の施行に関する事務を管理すること。
- 五十八 日本勤労者住宅協会及び住宅・都市整備公団の業務の監督その他日本勤労者住宅協会法（昭和四十一年法律第三百三十三号）及び住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）の施行に関する

事務を管理すること。

五十九 勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）に基づいて勤労者財産形成政策基本方針（勤労者の持家の取得に係る部分に限る。）を定め、及び同法により住宅金融公庫が行う勤労者財産形成持家融資に関する事務を管理すること。

六十 地代及び家賃に関する事務を処理すること。

六十一 建設業の発達及び改善を助長し、並びに建設業者の監督に関する事務を管理すること。

六十二 再生資源の利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）及び産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）の施行に関する事務を管理すること。

六十三 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和二十七年法律第八十四号）の施行に関する事務を管理すること。

六十四 建設機械抵当に関すること。

六十五 所管に属する建設工事用機械の貸付けに関する事務を行うこと。

六十六 官公庁施設の建設等に関する法律（昭和二十六年法律第八十一号）の施行に関する事務を行う

こと。

六十七 公共団体、住宅金融公庫、住宅・都市整備公団、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神高速道路公団、本州四国連絡橋公団、水資源開発公団、地域振興整備公団、日本鉄道建設公団、労働福祉事業団、雇用促進事業団、日本国有鉄道清算事業団、日本原子力研究所、動力炉・核燃料開発事業団、宇宙開発事業団、国民金融公庫、日本芸術文化振興会、農林漁業金融公庫又は国家公務員等共済組合若しくは国家公務員等共済組合連合会（以下「公共団体等」という。）の委託に基づき、建設工事、建設工事の設計、建設工事の工事管理、土地の測量、地図の調製及び測量用写真の撮影並びに建設工事用機械の修理及び運転を行うこと。

六十八 公共団体等の委託に基づき、建設工事に関する調査、試験、検定及び研究を行うこと。

六十九 第六十七号に掲げるもののほか、委託に基づき、その所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事及びその所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事を行うこと。

七十 第六十八号に掲げるもののほか、委託に基づき、重要な河川工作物について調査、試験及び研究を

行い、建築物、その敷地、建設資材及び建設工事用機械について特別な調査、試験及び研究を行うこと。

七十一 国土の適正な利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画し、立案し、及び推進すること。

七十二 地価対策その他土地に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

七十三 人口及び産業が過度に集中している大都市の機能の改善に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

七十四 地方における都市及び農山漁村の整備に関する総合的かつ基本的な政策を企画し、立案し、及び推進すること。

七十五 首都圏整備計画、近畿圏整備計画及び中部圏開発整備計画の実施に関する事務について必要な調整を行い、及びその実施を推進すること。

七十六 東北開発促進計画、九州地方開発促進計画、四国地方開発促進計画、北陸地方開発促進計画及び中国地方開発促進計画の実施に関する事務について必要な調整を行うこと。

七十七 長期的な水の需給に関する総合的かつ基本的な政策及び計画を企画し、立案し、及び推進すること。

七十八 総合的な交通施設の体系の整備方針に関し、基本的な政策を企画し、立案し、及び推進し、並びに関係行政機関の事務を調整すること。

七十九 国土の利用に関する基本的な政策及び計画について、関係行政機関の事務の調整を行うこと。

八十 国土の利用に関する総合的かつ基本的な計画について調査及び実施の調整を行うこと。

八十一 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の開発整備のための大規模な事業について、関係行政機関の事務の調整を行うこと。

八十二 総合的かつ計画的に実施すべき特定の地域の開発整備のための大規模な事業に係る政令で定める事業に関する経費について関係行政機関が行う見積りの方針及び配分の計画の調整を行うこと。

八十三 全国的な幹線交通網を形成する政令で定める施設の整備に関する経費の見積りの方針の調整を行うこと。

八十四 首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律（昭和三十四年法律第十七号）及び近畿

圏の既成都市区域における工場等の制限に関する法律（昭和三十九年法律第四百四十四号）の施行に関する事務を管理すること。

八十五 不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第五百五十二号）、地価公示法（昭和四十四年法律第四十九号）及び不動産鑑定士特例試験及び不動産鑑定士補特例試験に関する法律（昭和四十五年法律第十五号）の施行に関する事務を管理すること。

八十六 国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）の施行に関する事務を管理すること。

八十七 首都圏整備法（昭和三十一年法律第八十三号）の施行に関する事務を管理すること。

八十八 筑波研究学園都市建設法（昭和四十五年法律第七十三号）の施行に関する事務を管理すること。

八十九 近畿圏整備法（昭和三十八年法律第二百二十九号）の施行に関する事務を管理すること。

九十 関西文化学術研究都市建設促進法（昭和六十二年法律第七十二号）の施行に関する事務を管理すること。

九十一 琵琶湖総合開発特別措置法（昭和四十七年法律第六十四号）の施行に関する事務を管理すること。

- 九十二 中部圏開発整備法（昭和四十一年法律第百二号）の施行に関する事務を管理すること。
- 九十三 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律（昭和四十二年法律第百二号）の施行に関する事務を管理すること。
- 九十四 東北開発促進法（昭和三十二年法律第百十号）の施行に関する事務を管理すること。
- 九十五 九州地方開発促進法（昭和三十四年法律第六十号）の施行に関する事務を管理すること。
- 九十六 四国地方開発促進法（昭和三十五年法律第六十三号）の施行に関する事務を管理すること。
- 九十七 北陸地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十一号）の施行に関する事務を管理すること。
- 九十八 中国地方開発促進法（昭和三十五年法律第七十二号）の施行に関する事務を管理すること。
- 九十九 低開発地域工業開発促進法（昭和三十六年法律第二百十六号）の施行に関する事務を管理すること。
- 百 新産業都市建設促進法（昭和三十七年法律第一百七号）の施行に関する事務を管理すること。
- 百一 工業整備特別地域整備促進法（昭和三十九年法律第四百十六号）の施行に関する事務を管理すること。

百二 特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）の施行に関する事務を管理すること。

百三 離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）の施行に関する事務を管理すること。

百四 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十七年法律第七十三号）の施行に関する事務を管理すること。

百五 山村振興法（昭和四十年法律第六十四号）の施行に関する事務を管理すること。

百六 過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）の施行に関する事務を管理すること。

百七 半島振興法（昭和六十年法律第六十三号）の施行に関する事務を管理すること。

百八 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）の施行に関する事務を管理すること。

百九 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）の施行に関する事務を管理すること。

百十 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律（昭和四十七年法律第百三十二号）の施行に関する事務を管理すること。

百十一 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五号）の施行に関する事務を管理すること。

百十二 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）の施行に関する事務を管理すること。

百十三 国土調査促進特別措置法（昭和二十七年法律第四百十二号）の施行に関する事務を管理すること。
と。

百十四 水資源開発促進法（昭和三十六年法律第二百十七号）の施行に関する事務を管理すること。

百十五 水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第一百十八号）の施行に関する事務を管理すること。

百十六 北海道東北開発公庫法（昭和三十一年法律第九十七号）の施行に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）を管理すること。

百十七 北海道開発法（昭和二十五年法律第二百二十六号）に基づく北海道総合開発計画について調査し、

及び立案し、並びにこれに基づく事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたること。

百十八 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律（昭和五十七年法律第八十五号）の施行に関する事務（北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する部分に限る。）を管理すること。

百十九 沖繩振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第三百三十一号）に基づく沖繩振興開発計画について調査し、及び立案し、並びにこれに基づく事業の実施に関する事務の調整及び推進にあたること。

百二十 前号に掲げるもののほか、沖繩振興開発特別措置法の施行に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）を管理すること。

百二十一 沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（平成七年法律第百二号）の施行に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）を管理すること。

百二十二 沖繩県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十二年法律第四十号）による駐留軍用地等以外の土地に係る各筆の土地の位置境界の明確化等に関すること。

百二十三 沖繩振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）の施行に関する事務（他の行政機関の所掌に属するものを除く。）を管理すること。

百二十四 所掌事務に係る賠償及び国際協力に関する事務を行うこと。

百二十五 所掌事務に係る調査、統計、試験、検定、研究並びに資料の収集、整理及び編集に関する事務

を処理し、並びに建設技術に関する指導並びに建設技術に関する試験及び研究の助成を行うこと。

百二十六 地震工学に関する研修生（外国人研修生を含む。）の研修を行うこと。

百二十七 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

百二十八 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土建設省に属させられた事務

（技監）

第四条 国土建設省に技監一人を置く。

2 技監は、上官を助け、国土建設省の所管行政に係る技術を統理する。

（国土審議会）

第五条 国土建設省に、国土審議会を置く。

2 国土審議会は、第三条第八十七号、第八十九号、第九十二号、第九十四号から第百五号まで、第百七号及び第百十一号に掲げる法律その他の法律の規定によりその権限に属させられた事項を行うほか、国土建設大臣の諮問に応じ、国土の開発、整備及び保全に関する総合的かつ基本的な政策について調査審議す

る。

3 国土審議会は、次に掲げる者につき国土建設大臣が任命する委員四十五人以内で組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 九人

二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 六人

三 学識経験を有する者 三十人以内

4 前項に定めるもののほか、国土審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(国土地理院)

第六条 国土建設省に特別の機関として国土地理院を置く。

2 国土地理院は、第三条第九号に規定する事務並びに同条第六十七号に規定する事務のうち土地の測量、

地図の調製及び測量用写真の撮影に関するものをつかさどる機関とする。

3 国土地理院の位置及び内部組織は、国土建設省令で定める。

4 国土建設大臣は、国土地理院の事務を分掌させるため、所要の地に国土地理院の支所を設けることができる。その名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、国土建設省令で定める。

(地方建設局)

第七条 国土建設省に、地方支分部局として、地方建設局を置く。

第八条 地方建設局は、国土建設省の所掌事務のうち、次に掲げる事務の全部又は一部を分掌する。

一 河川、道路、砂防その他国の直轄の建設工事及びその施行に伴い必要を生じた工事（これらに関する調査を含む。）に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、河川、道路、海岸、公共空地及び保勝地の管理及びその監督に関すること。

三 国費の支弁に属する建築物の営繕及びその附帯施設の建設並びにこれらに必要な土地又は借地権の取得を行うこと、関係国家機関に対して官公庁施設の建設等に関する法律の施行に関して必要な報告又は資料の提出を求めること並びに国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する実地についての指導に関すること。

四 公共団体等の委託に基づく建設工事、建設工事の設計及び建設工事の工事管理並びに建設工所用機械の修理及び運転を行うこと。

五 委託に基づき、国土建設省の所管に係る建設工事の施行に伴い必要を生じた工事（これに関する調査を含む。）及び国土建設省の所管又は助成に係る建設工事の施行と工事施行上密接な関連のある建設工事（これに関する調査を含む。）を行うこと。

六 委託に基づき、他の事務に支障のない範囲内で、国土建設省の行う営繕工事に使用する建築資材について特別な試験を行うこと。

七 建設工事中用機械の貸付けに関すること。

八 国土計画及び地方計画に関する調査を行うこと。

九 洪水予報及び水防警報の実施に関すること。

第九条 地方建設局の名称、位置、所管区域及び内部組織は、政令で定める。

第十条 国土建設大臣は、局務の一部を分掌させるため、所要の地に地方建設局の事務所を設置することができる。その名称、位置、所掌事務の範囲及び内部組織は、国土建設省令で定める。

（北海道開発庁）

第十一条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、国土建設省の外局として、北海道開発庁を置

く。

2 北海道開発庁の長は、北海道開発庁長官とする。

第十二条 北海道開発庁は、第三条第百十六号（北海道東北開発公庫法第十九条に規定する業務のうち北海道に係る業務に関する部分に限る。）、第百十七号及び第百十八号に掲げる事務をつかさどる。

（沖縄開発庁）

第十三条 国家行政組織法第三条第二項の規定に基づいて、国土建設省の外局として、沖縄開発庁を置く。

2 沖縄開発庁の長は、沖縄開発庁長官とする。

第十四条 沖縄開発庁は、第三条第百十九号から第百二十三号までに掲げる事務をつかさどる。

（職員）

第十五条 国土建設省に置かれる職員の任免、昇任、懲戒その他人事管理に関する事項については、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

- 1 この法律は、別に法律で定める日から施行する。
(建設省設置法の廃止)
- 2 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)は、廃止する。
(沖縄開発庁設置法の廃止)
- 3 沖縄開発庁設置法(昭和四十七年法律第二十九号)は、廃止する。
(国土庁設置法の廃止)
- 4 国土庁設置法(昭和四十九年法律第九十八号)は、廃止する。
(経過措置等)
- 5 前三項に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置その他の事項については、別に法律で定める。

理由

肥大化し、かつ、硬直化した行政機構を変革し、行政が時代の変化に対応してその役割を効率的に果たすことができるようにする必要があることにかんがみ、行政改革を推進するため、北海道開発庁、沖縄開発庁、国土庁及び建設省を統合し、国土建設省とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。